

税務調査は追徴のリスクだけではない！？

意外と意識されていない税務調査のリスク 書面添付制度を導入し回避しましょう！

①調査立会のため営業に支障が・・・

税務調査は基本的に2日～3日かけて行われます。

調査の日程は税務署・顧問先・税理士の3者の日程を調整することになるのですが、基本的に税務署側から日程を提示されます。

仮に1日の保険点数が3万点という医療機関に3日調査が入った場合、3万点×10円×3日＝90万円の損失となります。

②風評被害！？

インターネット機能が向上した今、ちょっとしたことで噂は立つものです。

税務調査ということがどこからか伝わってしまうと口コミや噂などでお客様に伝わる可能性もあります。

また、税務調査には“反面調査”というものがあり、取引先にまで迷惑をかけてしまう可能性もあります。

③税理士報酬（調査立会費用・修正申告費用）

弊所は顧問先様から顧問料として報酬をいただいておりますが、ここに調査立会費用等は含まれておらず、投下時間や調査内容によって随時見積もりとしております。

※書面添付導入先では基本的には追加料金は発生しません（相続税申告を除く）。

上記のリスクは、書面添付制度を導入することによって可能性を低くすることができます。必ずしも税務調査に入られないというわけではありませんが、調査に移行するハードルは高くなります。

税務調査で根掘り葉掘り探られるのは、決して気持ちの良いものではありません。調査に入られてから回答するのであれば、事前に状況を開示して、申告書の適正さをアピールしましょう。

弊所で作成させていただく書面添付は毎月更新し、内容の精度には自信を持っています。この機会に書面添付がどういったものか興味を持たれた方は、ぜひ窓口担当者もしくは弊所までお問い合わせください。

(文責 坂下 宏彰)